公益財団法人日本教育公務員弘済会 団体保険

教職員のみなさま専用の保険

2022年8月～2023年7月 加入のご案内

教職員賠償責任保険 ＋ 団体総合生活保険（まなびや）

教弘まなびや スーパープラン

（団体総合生活保険）
団体割引・損害率による割引あわせて
約41%割引

※天災危険補償部分の保険料は、団体割引のみ適用となります。

約12,000人の方々がご加入されています

～こんなケースで**教職員個人が訴えられる**ことも～

学校での業務中

生徒を注意したら**人格権の侵害**と**訴訟を起こされる。**

いじめへの対応が適切でなかったとして、保護者から損害賠償を請求された。

部活動指導中に生徒がケガをし入院。顧問として**お見舞い**に行った。

一方的に**パワハラ**だと訴えられた。



日常生活

新型コロナウイルス（注）**感染症**にかかった。

旅行先でスマートフォンを落として壊した。

自転車で他人にケガをさせた。

ペットが他人に**噛みついた。**

階段から落ちて**ケガ**をした。



（注）2022年2月現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

自動更新	**2022年8月1日始期** 2022年8月1日午後4時 ～2023年8月1日午後4時（1年間）
中途加入の補償期間	加入依頼日の属する月の **翌月1日午前0時～2023年8月1日午後4時**
募集期間	**2022年6月1日㈬～2023年6月20日㈫**

加入者資格　公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員　2. 国立学校および私立学校の教職員
3. 教育委員会の職員　4. 教職員団体の役員及び職員
5. 日教弘および㈱日教弘の本部および各県の職員
6. 1.～5.の退職者

※「教職員」とは、学校教育法に規定する学校の校長および教員ならびに部活動を指導する教育関係の職員等

被保険者になれる方の範囲

公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員で、以下に該当する方

1. 公立学校の教職員
2. 国立学校および私立学校の教職員

［ご注意］教育委員会・教育事務所の職員の方は、被保険者になれません。

そんな教職員の様々な不安からお守りする保険があります。

2022年3月作成　募集文書番号21-T05609

このご案内は、「教職員賠償責任保険」「団体総合生活保険（まなびや）」の概要について説明したものです。**保険の内容は、パンフレットをご覧ください。**詳細は団体が保有する保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら、代理店または引受保険会社　東京海上日動火災保険㈱におたずねください。ご加入に際しては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ホームページから資料請求いただいた方へ
もれなく粗品をプレゼントしています →

公益財団法人 日本教育公務員弘済会　www.nikkyoko.or.jp